

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

### 入院基本料について

#### ・第7病棟

当院は、精神科入院病棟基本料 15 対 1 を算定しており、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

#### ・第3病棟

当院は、精神科療養病棟入院基本料を算定しており、1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師、看護補助者等）が勤務しています。

#### ・第5病棟

当院は、精神科療養病棟入院基本料を算定しており、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師、看護補助者等）が勤務しています。

### 基本診察料・特掲診察料の施設基準の届出について

当院の関東信越厚生局への基本診察料・特掲診察料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準一覧」をご参照ください。

### 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

また、当院では、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況によっては、十分な説明を行った上で投与する薬剤を変更する場合があります。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## 一般名処方に関するお知らせ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月より、医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。

※「一般名処方」とは

調剤される医薬品の名前を商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## 入院食事療養費について

当院では、入院食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供しています。

（朝食 8:00 頃、昼食 12:00 頃、夕食 18:00 頃）

## 1食あたりの負担額

入院時食事療養費標準負担額		
所得区分		標準負担額
70歳未満	70歳以上	<b><u>1食550円</u></b>
区分ア	現役並みⅢ	
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	<b><u>1食270円</u></b>
区分オ 90日超	低所得Ⅱ 90日超	<b><u>1食220円</u></b>
	低所得Ⅰ	<b><u>1食130円</u></b>

## 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## 保険外負担に関する事項について

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

- ・紙おむつ代  
217 円/枚（パンツ型）・173 円/枚（パット型）
- ・洗濯代  
220 円/回
- ・おやつ代  
140 円/日
- ・CS セット（衣類レンタル・洗濯代行）  
649 円/日
- ・私物購入金管理及び購入代行費  
275 円/日
- ・理容・美容代  
1,750 円~/回
- ・各種代行手数料  
2,200 円/回
- ・レクリエーション参加費用  
100 円/回、1000 円/回
- ・物品破損・汚損の修理・洗濯代  
実費
- ・その他（日用雑貨代・管理費等）  
実費
- ・退院前訪問交通費  
規定距離に応じて 220 円～660 円/回、または実費

なお、衛生材料費等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目で費用の徴収は行っておりません。

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

## 口腔管理連携加算の院内掲示について

当院では、入院中の患者様に対して適切な口腔管理を提供するとともに、医師等が口腔衛生状態の不良や咬合不良等、入院中に治療を要する口腔の課題を認めた場合には、必要に応じて下記の連携歯科医療機関へ歯科訪問診療を依頼する体制を整備しております。

### ■対象となる患者様

当院に入院中で、口腔状態に係る課題により、医科的治療や全身管理に影響があると判断された患者様

### ■連携医療機関

医療法人社団耕新会 いながき歯科クリニック

所在地：埼玉県狭山市水野 405-96

## 室料差額について

○個室（第七病棟） 1日 5,500 円（1室）

○個室（第七病棟） 1日 2,750 円（4室）

○個室（第五・第七病棟） 1日 2,200 円（5室）

○個室（第五病棟） 1日 1,375 円（2室）

○二人室（第三・第五・第七病棟） 1日 1,375 円（56室）

※24時を区切りとして1日単位で（1泊2日の場合は2日分）の料金がかかります。

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## 届出施設基準一覧

### ・基本診療の施設基準等に係る届出

精神病棟 15 対 1 入院基本料

看護補助加算

看護補助体制充実加算

精神療養病棟入院料

精神科地域移行実施加算

重傷者加算

救急医療管理加算

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1

口腔管理連携加算

入院時食事療養費（Ⅰ）

### ・特掲診察料の施設基準等に係る届出

こころの連携指導料（Ⅱ）

精神科作業療法

精神科デイ・ケア（小規模なもの）

精神科ショート・ケア（小規模なもの）

薬剤管理指導料

医療保護入院等診療料

通院・在宅精神療法の注 9 に規定する心理支援加算

通院・在宅精神療法の注 13 に規定する施設基準

精神科在宅患者支援管理料

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

入院ベースアップ評価料 33

# 医科歯科連携体制に関するご案内

Notice of Medical-Dental Collaboration

当院では、入院患者様の口腔管理の充実を図るため、歯科医療機関との連携体制を構築しております。

## 連携体制の内容

当院に入院中の患者様で、口腔状態に課題がある場合（口腔衛生状態の不良、咬合不良、義歯の不適合・破損等）、必要に応じて歯科医療機関へ診療を依頼し、適切な口腔管理を実施しております。

## 対象となる患者様

当院に入院中で、口腔状態に係る課題により、医科的治療や全身管理に影響があると判断された患者様

## 連携医療機関

歯科医院名	医療法人社団耕新会 いながき歯科クリニック	
所在地	埼玉県狭山市水野 405-96	
電話番号	04-2968-9911	FAX：04-2909-9050

当院では、医科歯科連携を通じて、患者様の全身状態の改善および療養環境の向上に努めております。

本掲示は、医科における医科歯科連携体制に関する施設基準に基づき掲示しております。

掲示日：令和8年6月1日

## 文書料一覧

書類の種類	金額（税込）円
年金診断書	11000
生命保険・保険会社証明書・診断書	11000
成年後見人診断書	11000
運転免許診断書	11000
特別児童扶養手当認定診断書（様式第4号）	11000
診断書（当院書式等）	5500
自立支援意見書	5500
手帳用診断書	5500
健康診断書（施設用も含む）	5500
保育園入所用診断書	5500
指定医師診断書	5500
検査関係事項回答書	5500
児童扶養手当受給資格者診断書	5500
病状調書	5500
入浴可否意見書	5500
障害の状態に関する診断書	5500
狩猟（銃刀）診断書	5500
受診状況等証明書	3300
主治医意見書（ハローワーク）	3300
生活状況報告書	3300
就労可否証明書	3300
介護・看護証明書	3300
入院差額ベッド料補助金給付申請書	3300
療養見舞金の請求	3300
生計維持・同一証明書	3300
病状証明書	3300
療養補償給付たる療養の費用請求書	3300
心身障害者紙おむつ給付事業申請書	3300
受診医確認報告書	3300
休業補償補助金給付申請書	3300
入院期間等の証明書	330